

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	4-2
処分の種類	旅館営業の許可の取消			
根拠法令条例等・条項	旅館業法第8条			
処分の概要	旅館営業施設において講ずべき衛生等の措置を行わないことによる営業許可の取消又は営業の停止			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	◇ 営業許可の取消又は営業の停止 (1) 営業者が、旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反したとき。 (2) 営業者が、旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して刑に処せられたとき。 (3) 営業者又はその代理人、使用人その他の従業員が、当該営業に関し刑法(第174条、第175条又は第182条)、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(第2条第4項の接待飲食等営業に関するもの)、売春防止法(第2章)又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に掲げる罪を犯したとき。			
基準の制定根拠	・ 旅館業法(昭和23年7月12日法律第138号)			